

# 90年代 選挙利用を模索

平成 ネット政治史 4 逢坂 巖

## 官僚、政治家……「壁」次々と



水野誠一氏

「超アナログな世界」……。西武百貨店(現そごう・西武)渋谷店長として当時のデパートの常識を変えて生活雑貨を専門に扱う「ロフト館」を成功させ、43歳で同社社長になった水野誠一氏(72)には、1995年に新党さきがけ参院議員として転じた政界はそう見えたという。

さきがけは普及途上のインターネットの選挙利用を求めて翌96年の衆院選直前に自治省選挙部(当時)に質問状を出した。党政調査局長だった水野氏が受け取った回答は「パソコンのディスプレイに表示された文字等は公職選挙法の『文書画面』に当たりません」とし、選挙中に不特定多数を相手とするホームページ(HP)を開設・更新

すると、公選法に抵触するとして、米国のインターネット企業の日本法人顧問を務め、ネットに通じていた水野氏は「官僚は変化をさせて何か問題が起きた時、自分の失点になることを恐れる」と嘆く。

この年の衆院選で新進党から初当選した嶋聡氏(60)は現多摩大客員教授。97年に超党派の若手議員による「インターネット政治研究会」を設立。ネット選挙解禁を訴えた。しかし壁は厚く「自治省

は面倒くさがっていた。新しいものに拒否感を持っているように感じた」と話す。電話での選挙運動が可能であることを逆手にとって、2000年の衆院選では音声のみの真っ黒なホームページを選

挙期間中に更新するなどした。自治省で99年から選挙部長を務めた片木淳・元早稲田大教授(71)は当時の判断について「従来の実例や裁判例があるので、解釈論としては間違いがなかった。しかし、

### 選挙運動へのインターネットの活用を求める主な動き

- 1994年3月 自治省選挙部長がパソコン通信の画面は公職選挙法上の規制対象と参院で答弁
- 96年10月 新党さきがけの質問に自治省が「不特定多数を相手とするホームページ(HP)開設・更新は公選法に抵触」との見解
- 97年5月 超党派若手議員が勉強会「インターネット政治研究会」を開く
- 98年6月 民主党がネット選挙解禁の公選法改正案を国会に初めて提出
- 2000年6月 嶋聡氏が衆院選期間中、真っ黒のHPの音声メッセージを更新
- 02年8月 総務省研究会が報告書でHPを使った選挙運動の解禁方針を打ち出す
- 13年4月 ネット選挙解禁を明記した公選法改正。メールの全面解禁は見送り

自治省としても、ネットが浸透し、情報化が進展する中、ネット選挙を自由化しないといけないんじゃないかという感じはあった」と証言する。実際に97年ごろから「各党各会派で十分にご議論いただき」と立法による解決を促すような政府答弁が出ている。自治省を再編した総務省は01年に「IT時代の選挙運動に関する研究会」を設置、翌年にはネット選挙解禁の報告書を出す。当時の「IT戦略国家」という国策も背景にあったと片木氏は振り返る。

ネット選挙解禁は政治に委ねられることになるが、今度は政治家が新たな壁になった。選挙フランカーの三浦博史氏は「当時、自民党の年配議員の中には「インターネット層は、非・反自民が多いから、解禁すると非・反自民票が増えるんじゃないか」と考える人もいた」と当時の雰囲気について語る。

嶋氏もネット政治研究会の狙いを「当時(90年代後半)のネット利用者約1200万人を一つの政治勢力にすることだった」と証言する。「彼らは政治意識が高いが、選挙には行かない層。ネットはそこに接近できる重要な武器であり、選挙時のネット解禁によって政権交代を進めたかった。自民党はこのような我々の意図が透けて見えるから解禁を嫌がっていた」と語る。嶋氏らは後に民主党から解禁を盛り込んだ公選法改正案を提出するが、自民党などの賛同を得られなかった。「この時期、インターネットは野党の武器であり、自民党でも党内野党の武器だった」

解禁が実現するには、ネット環境と政治状況の変化を待たなければならなかった。

(駒沢大准教授、政治コミュニケーション)

次回回は9月20日掲載予定